



門八
番 978
巻 八

息
距
編

九
十



息距編卷之九

排邪第三

問吉利支丹ありとある異國の教をぬせきあると
 承れり弓刀もいふは人心をなびきてとるべき法と
 中侍れハむのうかむん云志くりハ狄を介
 されハ治り為り吉利支丹ハ内病あれハ治り
 此内病の生る根ハ人心のまといと庶人の困
 窮よされり迷とけ困窮やまハ根を絶へ佛法
 の後生のまよめよ多うしてそれより治る法を
 てまぢびくあれハ後生のまよめハ吉利支丹のより



漢土ハ制禁ふられども其あることありて其聖賢の
 國よりまよひなく又農兵を以て民の困窮につよか
 されハ也 同志らう日本にも儒道ひろくあつた
 吉利支丹ならずびんり 云をを理して仿れども
 の儒道ハ儒道あり 若夫人を立ていひつちの執
 ありつちの儒道ハ此國のおおあひつちくその
 法は叶ふ集義和書 社家云畜生國の向ハをうけて海よへ親者多きま
 といふハ畜生ある南佛よりこれんとするあり釋
 迦の生國ハ西といふも南を笑つて南蛮とお通せり

幻術ハ南蛮より伝出ハ佛心の法ハ釋迦よりハ釋迦
 ハ幻術を習て佛法をひろめ南蛮ハ釋迦の佛心の傳を
 かきて幻術を習なり 吉利支丹と釋迦の法といふ二の
 二ふの一ありて立法のたりひまのとなり 物よはたを
 志望と云ふとありぬき學生せんとしてハぬきのたう
 出らりことハ日本も南佛よりこれんとて先西佛
 よりこれぬ云と宇佐向答
 一人の云南蛮ハ畜生國にて人の能はるの事也志う釋く
 人の國ハ金をうけさ地をく他の國をついやすもの
 せうれり南佛者のいふハ日本ハ南佛の法を習傳せ

る國人を信ぜざる所を破るは後生をこの世にあり是日本の
欺き易くして是れゆきたぬ之西佛の法の中にも
悪疾集法不と第は弘まるるのあれは道理の法は及
まじ唯幻術と後生をいふまじいづべし之は法大名家
くと大は棄てて栄花をのとり臺塔伽藍を造りぬれ
ば下民困窮せり初の老人の金を以てちひくぬし南佛
の法弘まりあがふ十のりてまじいづべし之は法大名家
防りずとも百の年の後は必ず弘まるるに似たりといふとを
れは西佛の法は生國にて弘まてはては弘まるるを
亡びて日わよ弘まれり日本の佛法は大方亡ぶ近し

能く南佛の法を信んば文武有る國あれば必ず道理
を以て防りてあたはば定む西佛の法を信んずれば
へしとあり共燒き盡んとて光をまたの能く
西佛の教はよき共ありておこるはありし唯南
佛を信んずれば信何をも信あきもあつて宗方を定
旦那を信んずれば出家の日には多くち六月は海山ふ
るべしとあらば西佛の力をかりて日本六十六ヶ國の内
七ヶ國は年々ようちとるべし又た法を以て田畑をあ
らしめよとあらば遊民を生し是もをもて三ヶ國
はうちとるべし日本六十六ヶ國の内を廿三ヶ國うちと

りあつて四十二三ヶ國の小國となりあつた小國よか
るのをあつたはうたれしむ七ヶ國のふとハ中を孫延する四十四
餘國のよりまゝあるべし然る日本國百五十五ヶ國に
すして衰滅あるはまじきハまじきハまじきハ饑饉
あつたかゝん饑饉のたくりせぬ國をれば大饑饉と
あつたはまじきハ饑饉とあつたはまじきハ饑饉と
南佛を防んや西佛ハ外向の繁昌して根をまき
物をば衆世の盜賊あるん民の困窮ハまじきハまじき
を時と臨て家法をおひまじきハ弘光を負ある者よ
令を與へ後生はまじきハ老よハ幻術の志しきを

セたくみは偽まとはさバ國をとるる日あつた日本
ハ四海一のたかき國といふもて朝を初るやすかき
しとあり一人の云まハ一大事のありえ左様の上
つがよまゝえそハ宣しからるるは一人の云文育
道の人よたてバ家守の一榮一楽のと思ひて孫の
衰へ衰葉の悪名をとまをかり孫ハぬばまじき日
本の國の爲末代のありまておもふ人ハありまて
おとろき孫ハと此南佛志のをかりことよおと
されあつる昔の肉なるへ南佛とハ今の吉利支丹
のりん西佛とハ釋迦の法ん

三輪
物語

Handwritten text in a cursive script, likely a continuation of the text on the reverse page. The text is written in a fluid, connected style.

Handwritten text in a cursive script, including the section header "吉利支丹物語" (Kichijidani Monogatari).

Handwritten text in a cursive script, continuing the narrative or historical account.

言さるべきは、はらうめいぶのあきをばいりあはる
よふり月のおるきなるうりきめが徳を二つあらぶ
ふるがどしきふ出のうちきありかうべちふさく
何の法の決めあぐり勢いの高き七志やく阿まり
何りて色黒く鼻何らくたはるのまよりあらく阿い
まのは祿ずと色すりてひんあのおう命はおうさ
うつきをあせしるふどのちうやまをまら物いあ
うつてきあえはご急な衆めあくう似あう徳人
こぞりて見あつちをせれた何くだめんすの片
さまだきり何うてんをとやともかあうまハ阿

るすきと人みあや何り楚の名をうぶがんたを
きんといふ心中よきまゝ一めんのわうめんをひろ
先夜ぞんせしりとも先あぶく日本のめん^人えんの
ち急をたう望みりと見え入り色くさあかんをん
あくのめはうしき物をあかしくもてきたると見え
しを^高山^右近^近の國の何人あうなまひごの者同り^近の
あゆふ言宗し^高山^右近^近の宗徳よある三好徳理
大夫松永我意等らまゐきを中さ^近日本^右近^近を
をくろ

何ふこの國^安阿^上つちへだてまけんめよせし

もいづのあそん小田のわづさのちのぶあがきやう
て下ふりあるまふく風のほろもくをふびり
しあふがどくとういあんむんなくてき勢い志
うあといきうちる縁なり寝ひて下平均志て
何あとの園わづちといふあまきやうくをを志
いつら入ぬのよそあひらんあうきうもか
やらん何の付馬取なあしのおぬーのうれがん
だてまんのうりまきをきあーめーていうきえい
ねすーたふせいさるまあいちあげのや九右

遠のせうよたふせつけられか^郷を^送くりにして
あつちのらく二三あつてあまじいあまうり出る
よあひをいふものをききり此あひとく中物ハ
もうせんのごくある物よそ色ハ福つと色ありし
が袖あがくまそハみちうーしてさあがうけうも
りのなをいほげたるよあつりまふああまじい
まうて出る日あんあくの太めやう小こやう地下ま
人きいあまあんのえきんあうまうりあとのや
うに見物を一にけられあまあらあへものこ
まてのあう十挺を遊のめが取八でうはりを

かうむらり入る石どの改帳十五らんりおぶぶ志
やうぐいの中きく物くまり物牝牛ひいト座犬以
下志あぐかむをりきりきりきりきり信者公
かよらんかの免あるは免あるは免あるは免あるは
きよあびたぐきききききききききききききき
やまいすまきまんといふものきききききき日本の
法事しは後進んすといふものきききききききき
の物あり又かうすをといふもの志のんといふ物
ききききこのはちひの物也此ものどもかききき
んぎききききききききききききききききききき

りむのやまらくだきてせよはたこひいするもの
をあひいひもとあて金銀をおひあひいきき
せしめるまんよとりきり僧釋道をとりきり
てごんぎきを七ごんよはくきりて諸人あきりけ
かききいひぬんをきききききききききききき
内典を云あて、まごんをハけんぐよきききき
危ぶりて殊るきききき七ごんハあのがりきり
すゆ

ききききききききききききききききききき
さてもきききききききききききききききききき

はいきさんとやて佛の御まへさまり慚愧識悔さまり
してみらいのこの一をいのるくらりはれも一本たすり
すはるとやり
多日本音のうんき位んとしふぶどく強をよえむ縁を
ふとくとたぐく是はむ縁り何のおもひもあいで
うすさんぬするやを一長ちよ何がめきつといふ志
りことみえくらり次よをえ阿帝て控ひをきし
上る是は上より此せういをまかり縁ふらどよう
やまひなるといふ次よおのまじらぬうんをよまひあつ
る何をえても物りうつり心あるまゝあるとの志うと
そ次くちをおりへてたすくまをはるととぬらち

まそしのまりもうごるる愛とをうりの志うこと
思へり又夕金よハ金んていーやとやて縄うちめやう
ある物よ何う縁のむりをうへてはくりためるあ
くをくちのうちよんさんあへてせちうを敵と
せんはまるととあへて血をぬらする何りは子り
はハさんぬらとやててうはれおもうげをうり
る物物をなすり縁をそちりりませぬをいつけて
くびまうら志念内珠はよハ珠つ希社を社を社おどめよ
してむういのうへはるぐりてせんはまるとと
あ控家バりあり又くはと云物をうんよふま

てあつくるをちよちやりのを深きうのハサキと
見へり又ちよちのやうを傳へりけしき^秘も
の^間はとてでうすのすぐを物まき海一けつ
くまをのちよちけたるを思ふるはそもあ
きやうんぎやうのすぐを思へぬんと世も
うん海いをあらせんとのはりのはとてみへり
かくのま^對いめん^同のま^同ちて^仙た^摩り^耶とよ女
むうでうすをうといて二さいハうりの子を
れたる^まを思ふるうの子細あてうす
佛て地の何^りありといふ^りまて^り底ま^り

かひをあらざり物の法せらうはとてうを
ま^りた^りと^りお^りめ^りて^りさん^り丸^りや^りの^りい^り
ま^りと^りせ^りて^りせ^りい^りま^りま^りれ^り出^りふ^りを^り思^り
い^りめん^りの^りま^りとい^りふ^りま^りお^りける^りま^りん^りの^りる^り
ち^りて^り此^り何^りい^りの^りと^りあ^りく^りど^りも^りを^りお^りて^りま^りん^り
ま^りん^りち^りう^りて^りい^りの^りも^りど^りも^りま^りで^り車^りさ^りり^りあ^りを^りり^り
ち^りの^りま^りん^りち^りて^りま^りん^りち^りを^りし^りこ^りい^りを^りし^りて^りま^り
と^りく^りふ^りま^りど^りま^りえ^りら^りれて^り後^り件^りの^りま^りん^りて^りい^りや^りを^り
も^りつ^りて^りだ^りて^りれ^りん^りが^りて^りつ^りら^りお^りて^り血^りを^り出^りし^りぬ^りく^り
物^りを^りめ^りて^りぬ^りぐ^りい^りま^りう^りで^りを^りあ^りら^りず^りし^りて^り佛^りを^り

おうむを大きやうといふやうに此新を法とむまむ
 勢夕^りけ^かけ^らちめ^のこと^くで^りす^志ゆ^ご志^務不^阿
 ひ^ご志^命ん^やう^ハ志^法ち^り何^{とも}お^しむ^べら^んで
 う^法の^清法^をき^まる^ハ大^いの^そこ^の志^こを^いら^い
 一^んの^の志^法お^はく^も何^ふより^於ま^まさ^るる^を
 志^くし^母の^のら^れて^まん^ぞく^一志^ハ佛^ハ志^ある^持を
 思^ひさ^ふめ^て志^何ぶ^りは^ある^らう^一志^に車^さに
 何^らの^りけ^やう^に志^あん^ハあ^ぶが^の志^見の^うち^ハ
 佛^と心^ゆえ^いの^ちを^いと^ひか^る一^志と^の志^を
 と^みへ^り何^れあ^るる^しとも^う志^ある^の志^を

のハをのき^らえ^ハす^ハす^ハ心^ハお^わし^さご^めた^るる^を
 ば^るて^ある^がへ^はる^らう^一志^と人^をに^三志^いの^目
 人^をの^おわ^らう^ち志^取を^みて^ハ志^との^くち^と
 思^ひあ^の中^に志^月を^てハ^志ん^出り^が志^りと^ん
 と^おり^ハ志^ある^心と^志と^一志^もの^あり^人
 ハ^志あ^らう^志と^一志^外道^の志^法志^るる^一
 秀^吉太^閻の^清代^ハ志^利支^丹車^ハ志^渡さ^る
 志^ある^る
 志^ん志^く志^号の^以ひ^て志^一大^志の^清代^一
 志^ふ志^んと^し志^を志^んを^何ま^しこ^し志^かの^國

よおひてあう 志んしやと忍へらうけきやうをも
化教
のちらとして非人を食せをも何のめていざちらい
をやうよりちやうたりかき種ものとう 結
んし本^療年^治だした敵もんとし引入息さるるふ
のういめんのおうていよあうむといふ物よ一ちん
を不とあし中身んのをあはれひる物よいざ
やうを何のきてとせいの心あくしてをるうおん
よをのが宗^禮り引入けりものうふた物あまが
あふさくくはうある物どのよいきてさういふ
あううかす大いふうとおぼしきよハるん^念の志^珠

中身を鏡^字あんのあひまはしあひさりしてちあみ
をぬらうりして志うていよあういふ大けりさうい
長崎あまう純山にむろきまひげんの志山姫地
をうく不^あちあをあて京ハ又糸なり川一條
あう純^あうりよ大^あを連^あるん^結ん^結ぶ
きものどもいづれとあうあひあうやう入い
はうのどもあうあうとあうたりあ付あ
るまんとあうりして志うていよあうあどもとい
ひ合せてあせりともあれあへひてよいたいうう
り^逆記^辨あ^のあ^あずあ^いく^志や^法らう^をあ^るあ

人々を多めしうしをきけり一と云ふに
此多び根人々をきいて日本をたうるべきに
何しきとまるふふたより十はくはるびり
ヤはよつてをうけるふゆるされとが人もた
り一でつれつちよりくるまりのせえをたあを
そき二十五人のうちをねん六人あるまん八人どう
志高く志うていども也らく中を引こはされて
いふをう海ち城きいぬだうゆくしまててんる
れせてひぜんの長崎を引こはるはるがらもいで
すのきどく何るかして天を見あげ山をあがむ

とも西海ほどときどくふ帯れを帯びんはうる
はうつきしてあがきたりたう物うけらまなり
あいらき番人々あうあうともふくくさり
けるをあひあやまうへどもをぬすとり後
ハそつ帯びりらるるし木程は帯びりとり
はるりにくけ何まのさ之後はうりうはあひ
ふんうちたうとや

日本は出家を切支丹ともいふ
者日本の志田の帯びる人々をたうるぞくに
つむんあをたうらうとや

くをりましきひあへまんとんを志てかうざのうるま
てハよくを上げてよといひて何とよりひろまんと
の心祿又たぬまう志やうど志の^七不う^讀志やう^讀せん
状よ登回ひすれ^細あんや^歌環^珞らく快まぐ^二廿^三はうの
かいなをそあへ^飲おん^食志た急ふく一はとしてまんれ
くせずと云りあへとあへん^トガト^トもう^トぞ^ト揚るがふ
あんとれ^トぬうのち^トき^トの^トひ^トの^トぬ^トふ^ト時^トあ^トう^トり^トを^ト言
まうをい^トき^トう^トあ^トす^トあ^トひ^トあ^トて^トの^トち^トあ^トら^トり
に^トえ^トぬ^トあ^トら^トれ^トし^トら^トう^トあ^トら^トん^トと^トも^トい^トせ^トい^トあ^トん
ども^トを^トあ^トら^トる^トふ^トあ^トら^トる^トの^トい^トき^トあ^トら^トん^トふ^トも^トい^トば^トい

日記せもしるのひぶんうあハ志う九志う地
中よ^トや^トむ^トり^トあ^トり^ト先^ト出^トあ^トら^トし^トに^ト何^トも^トぬ^トる^トの
出^トた^トを^トし^ト茶^ト湯^トま^トた^トま^トん^トが^ト何^トも^トい^トま^トらん^トぬ^トま^トを
屋^トう^トま^トう^ト花^ト見^トは^トう^トの^トり^トむ^ト屋^トく^トの^トり^トあ^トく^トも^トん
う^トと^トく^トして^トぬ^トり^トあ^トう^トを^トと^トく^トを^トと^トく^トあ^トん^トは^トう^トら^トり
をと^トぬ^トり^トあ^トせ^トと^トぬ^トの^トを^トあ^トど^トま^トた^トと^トり^トあ^トり^ト女^ト人
ハ^トち^トの^ト一^トや^トり^トあ^トう^ト志^トや^トく^トぬ^トり^トま^トう^トあ^トれ^トを^ト何^トも
のお^トけ^トひ^ト祿^トり^トめ^トま^トて^トせ^トぬ^トと^トら^トく^トう^トま^トは^トむ^トま^トき^トま^トん
く^トして^トあ^トり^トい^トふ^ト便^ト物^トあ^トれ^トた^トい^トさ^トを^トう^トん^トぶ^トて
ま^トら^トえ^トん^トふ^トど^トの^トあ^トら^ト佛^トあ^トの^トめ^トも^トあ^トり^トめ^トす

ときやうせりよ阿うせりよその世の金銀はふり
かどりて阿いいううぢぢをなぬりさうありら
知れをいよたげも出家よく人あくるた
うがらんよ志ゆ里をそよ人ぬつあふら志やう
かうなまを備へきやうらん志やうけうをよとの
弟子をとくふし高めのへなくしてハか魚の
て同とけのふ様をありとしよさちをもちて
智者ははるつこハわちまあれどもぢぢ母お
ちぢを煮くのそまつるはよくあきれども地ぢ
においとらるるせいのこありよきこー

あこのものどもがむよくふしてあをををく
ハきほうききくよはうぢをん圃こいうより
あむらうふ様りまうあよおるせつちもへまふ
き阿てくれせびよこし一ぬつきあうてしよまは
で糧を阿てあはあそり阿ハもくはん人よあは
るみたせくよ阿うんそのようもまはぬいよまう
ゆ下のふくちた船タよくそちかくちあうのき
やうきまうらやめておるこくちん物をあぢら
へてあうていよあるよあもあわ〜ときこはし
〜

日本の出家ときりーたんのゐるまん志うん

元和元年純ころ法を併考するにほるを長た同代はえ
本志と元和元年といふまあやまりあり大に

かよあしてきりーまんのありまん志やう志て

ふー町人志うらう人どもんせんは以ちをあん

有とれた大やう純後室理く志ゆへよあまう甘ふ

か志まうにきり志うんのありを志くむるよよりて

何ともよんどありあく志てう志川のいとくもれ

はけれ七志ゆへおよびて業業業耀の純ぞ

とるあよいとぶしまりあくやあが何きて

もくきても塔生一志ぢありせんすると詠ハ仏は
ありたまはたぶるありや日あるままで
ふ何るうのたてにけを志うば南母阿弥陀仏と
かせばさるまう志やうとよおむき法蓮志
経とかせば志やくくさうとよおもむきとむりり
心ほてよ祿人を志うじてよとる同くは仏道は
羅りあるよいらばあよ志うあはよ頼へくは志うてい
をりへん物をとの強ふあるまんゆて女まうハ
あうしやきた物と心へて中くの満りずりす
の仏法はあちどよりよまうれそうとやして天上

のきりく金色は身をうやうくえんじつ^の志や
ぬりあくおろくと申す日おんのかくあどの指
ふきあしして阿そびたまたふれぬふあり志やうと
屋らん何みぶとやらん。何とぞ仏はあき^るあきや
志やうはあれてんぢくの上びん大言うがふありお
やうらんあうせうまてあんせくせんまかづえあて
うちにほきて^て流生をまよまは阿そびといふも不
くはういくとしひて人ぢんありてうはたとやひて
地ういびやくの仏んきのあやうは^れ志やうか^はつ
と^りか^らる^るま^まら^らひ^ひふ^ふた^たう^うは^はれ^れる^るご^ごと^とし^し

うーあがうくち^れを^れま^まに^に三^三國^國は^は愚^愚人^人とも^もを
はよ^よし^しると^と思^思へ^へより^りあ^あう^う志^志の^のい^いを^を家
ま^まは^はれ^れ女^女乃^乃身^身あ^あれ^れ何^何の^の志^志や^やあ^あら^らも^も志^志う^うだ
その^の方^のの^のい^いひ^ひぬ^ぬん^んも^もく^くち^ちば^ばう^うに^にて^ては^はと^とり^りを^をも
思^思た^たれ^れは^は志^志う^う ^{新詮}せ^せし^しは^はき^きを^をあ^あん^んの^のう^うち^ちは^は一^一の^の物
志^志り^りする^るあ^あら^らは^はん^んを^をま^まぐ^ぐま^まて^ては^はい^いと^とし^しは^はま^まら^らよ
り^りも^も志^志や^やう^うの^のふ^ふり^りあ^あう^うを^をま^まあ^あび^びる^る人^人を^をな^なつ^つし^し
もと^も免^免て^てあ^あは^はし^しへ^へる^るあ^あう^うも^もん^んよ^よい^いひ^ひあ^あら^らる^る人^人の
う^うと^とあ^あら^らぶ^ぶと^と修^修せ^せを^をあ^あら^らる^るあ^あら^らま^まん^んあ^あら^らて^てそれ^れこ
その^のぞ^のむ^のあ^あれ^れい^いは^はま^まも^も佛^佛さ^さう^う志^志う^うい^いよ^よあ^あい

るべきや加てくなくそくちてあるまんいまうは後
りきさる先生志のいさくせんちやうとのちやう
らうをちをこりそもきさしめんが法の神あるか
いてんをてんうちやぶりてまこ志徳をいふと笑え
しりきさる伯翁居士ちりて出家はけりの人あり
とましくこれをもむひまつらしてもんあうせきせ
まんゆてむきやくをきか入さーのめせら原拾
さく相うあざと中ある人ハ上京のうらうら
すらあるあんちつをもむひまよふあさの夜
ふきぬふゆはうこのぬきは二時のまんりさしよ

屋記忘不わり相はむるていありちう敷
んぶひむひてあいてんちてん小目をま
ぬます美年よりぬりあうにらぬひて南
都いひていゆ唯論志記ろんのりきさる三
ちりてハ俱論やぬんふんばくせきんぶんを少
て三子せりいささ心のうちにあるえんや
ちよとうさんしてハ玄義ちりてハ文句止観首楞
ん戒律已下十二条ちうせんして山道をあもちむ
らさ記冊のそんでハ碧巖をきめりあんち
に志くひ修業やく急のふ断きやうめさんにおひ

てとう^東坂^山谷^文もん^選せんとうり又三輪^{三輪}の神
ありを^をおこ^こまひ^ま浄土^{浄土}もんは^は入^入せん^選ちやく^擇集
二^二は^はき^きし^して^てる^るう^う一如^{一如}ある^{ある}を^をさ^させん^選や^やう^う
て^て香^香の^のき^きす^すふ^ふを^をぬ^ぬき^きべ^べ仙人^{仙人}よ^よむ^むと^とう^うむ^む
や^や庵^庵ん^んせ^せり^りハ^ハふ^ふを^を銭^銭も^もあ^あさ^さむ^むく^くべき^{べき}比^比丘^丘あり^{あり}が
は^はあ^あ大^大坂^坂より^{より}なり^{なり}もん^{もん}の^の庵^庵を^をア^アて^てち^ちき^きや
く^くた^たう^うら^らい^いき^きぶ^ぶく^くあ^あは^はん^んして^{して}む^むち^ちん^んど^どや
も^もあ^あら^らは^はら^らん^んは^はる^るり^りめ^めめ^めあ^あく^くま^まを^をぬ^ぬぐ^ぐも
は^はよ^よぎ^ぎと^とい^いひ^ひ又^又い^いき^きむ^むし^しん^んの^の庵^庵を^をさ^さは^はら^らう^うふ
ん^んを^をあ^あん^んは^はあ^あら^らう^うふ^ふの^のま^まま^まふ^ふ魔^魔法^法を^をま^また^た出^出

す^すた^たら^らま^まち^ちを^をあ^あい^いえ^えん^んと^とぬ^ぬお^おて^てふ^ふア^アん^んう^うち^ちや^や
ぬ^ぬち^ちを^をと^とを^をせ^せて^て大^大坂^坂の^の庵^庵を^をい^いは^は付^付ぬ^ぬふ^ふう^うち^ちあ^あら^ら
の^のめ^めよ^よあ^あら^らは^はら^らん^んは^はる^るり^りめ^めめ^めあ^あく^くま^まを^をぬ^ぬぐ^ぐも
あ^あら^らは^はら^らん^んは^はる^るり^りめ^めめ^めあ^あく^くま^まを^をぬ^ぬぐ^ぐも
ん^んを^をあ^あん^んは^はあ^あら^らう^うふ^ふの^のま^まま^まふ^ふ魔^魔法^法を^をま^また^た出^出
の^のま^まま^まふ^ふ魔^魔法^法を^をま^また^た出^出
時^時は^はな^なび^びあ^あん^んと^とや^やて^てい^いふ^ふ一^一禪^禪だ^だう^うず^ずお^おら^らと^と思^思へ
て^てま^まあ^あこの^{この}う^うち^ちく^くる^るく^くと^と一^一て^てぬ^ぬの^のあ^あが^がる^るど^どく^く
庵^庵ん^んこ^こう^うや^やう^うち^ちく^くる^るく^くと^と一^一て^てぬ^ぬの^のあ^あが^がる^るど^どく^く
く^くあ^あら^らハ^ハ六^六十^十四^四五^五ふ^ふう^うと^とい^いせん^{せん}一^一と^とい^いく^くお^おう^うと

志たふふしてよも山のぼろとん急やくすま
てふその日くれてらうなををんしゐるもん
とりもまぶとしりちやうもん旅二人をうり
ゆれは急やうどひと急いで志にふまをせ
ば志のまゝうけてまゐるう急何れを急
むことを急り出てるけきやうえびやうまゝ
まやうふ下あぶなをう急れをみていやく
まやくもんのあんき急げうしうす日あんのち
いさびうふちあみてお夕れを急いです
のるるうむうりをとたぬとうちまけられ

まやうむしのおおむるはれまゝもんをよ
てあしくぎうを付てう急をぬりたん
ありまゝはまゝの入り急ちうまゝあ
を急いであもんがいやく急ちうまゝい
るまゝぬりよ出まゝる物とまゝお
うていやく大くはいてう急まゝ
はこれあしといふあるまんがいやく急のあつてんを
まゝよく急いでうすとも急る仏急地
急たふまゝ急る仏也その急はく急く急
して一急もあつた急志ん急方急うにん急

うもく日月とどくはくりいひされせういんま
うやえ、不のさく志やをまのりとますうて二
子季三子季十のうくの志やうみどを祿んでて
あまのたよりふせんやうのうへ志やうのきやう
せいのみ^かの志やうありでうすのほんをうみ
な^有のきんあらう志やうふせんをいとあらうて
の清あたふふあういちらものをばまういさうと
やてこの志やうあまのあんらうふちうはあぐ
人をむめん登ののとやてうあ一思のまにま
らる不登おとちりうのいふしういんせせんも

をもらくもあたを末世をうし程前生の志智
むすも志やあてあういちらよふいそいそ
ん登るのをほらうをたほふ日本の諸神法伝
いふらのいふしういんあり伊勢太神
まハ伊勢あまいさるる子出雲の國ははり阿ま
の子あり八まん大がまといふもたう志んてん
う志れ人きんあり前生の志やあまみあう
うをさういひらうをうりて志やあまへありか
らうあまてうすのほらう志んふ海見て
るくせんとあまいめうて志んあまやとや美

女のぬいあひよるをききて急光まんだの侍すが
をとりしはしくて人ぎんの志よまうをうあえ
たまふあまらんむん国は大国よして日本五るよ
何とせてもききしごともうたの國王のちよくちや
うふいこく日本の人ぎんどもでうすのふらうを
志うまんとぬむんのりありとおほくきして
はうくいむん里を志のぎけ国よとてはまとい
ふたぐちうはぶまふまきとそれより志てでう
すの仏らうのおく井あをたうととふあまん
しん入るいこくでうすのまんほうのあまきん

はくさうぬいむあんあして人幸人の智あま及
むくこくきやうらん山くたわくたくたうぐいとく
あんをうの登しは志んできと後でうすといふ
はま地ういむやくの仏とうけ後るはぶめてあん
らんまハまやうにはそそむひつ面に唐でぶく教てう
よハて神七代地神五代日本まきにもうん志よよもあ
さくそをえりありでうすといふるひあまぶめて
そをまきくありて地ういむやくの仏よそいあるん
くすとりくて地ういむやくよりの鬼鬼よそあるん
しあつよ志んらんまはう人ちくはうもく日月

とぐくばくりあまふといふたさゆをいはいか
ひて先人間をはくりてあまのあめは入ややを
いあましをよくすん能毒のあたまのハもあまじ
あまじかい音のむとくふあぐちを物あまう又
ぬ一人きむーはは嚇物ははくまおんるのんを
り物アあまうふ志んをれあまうさーきのぢう
まこまらうーを入はうを物をいせんあめは
つ日物ありもあまの志よだうあまのふとく
あは物ハありくまんはハちやをのまもあめ火
ぢーハたをたまふまがあめあまののうらど

くをもしせうり人きんもめでうすのあめあまの
ふとくあまらふハあるまーは返さうをまらんとく
どもよも山持るふいこいまだしてあまやうふる
んあまうあー骨二のぬ志ん人きんをははうする
がはとあまうバ一てん四ういの人きん又ハ仏らうをま
一はははくりははいでませんまを志のきは小國
まてほうををあめまきこりぬハ志んげうのな
たどんある仏あり弟三よでうすをまう物あま
ある時あまらうらうたちの中へたひいあまを
ふ乳せん遍ちり遍たく遍あませいなるまーせーんこのあ

んぎのうちふとくときくかゝるうはむろん人をは
くををりそりむらんをのあさましたるゆかり
第^四はこれかをとふともあたは人きんをけり
てむらういそりいぬるものとしふぢこくこくらしを
つくまあげつあるひのたいきやう人あり人きん
ハたうきもいをきもまくハくのあたもの一人な
しきるうのゆきをみてもく物よりやは
んとく鬼とハ見えしうあるまん志ましくち城と
ちてぬりけりやあそやをうでうすはせり
い大あまのてうふ天せう太神りすが八まん

のわうでんへ何がりてぬんせうをんをしゆりとも
ぢちのあこまじたをもつてえんがんの仏とある
べしむくおうやてよくおるめが荒言言ん
ををけりむよりまやもまくはくのうをこごんと
思てむさげをけしむいあんよくまけ三志やの大
権るうでんへあがりてぬんせうをんを志ても
ぢちあこまじたをてうとりふ牛言ちくまの
たがひまぢちのあこりたるためしあし又あんぢら
がもちる仏てうほいちくほいどもいそり物のす
ともあまのすかのおはた人たまのてうま

あり子をうえるのさんあまのやいごとくあはれ
 ようはらのまてをたをわりりけてあまのぬ
 もー里てえんたちあなうがちちららだも入き
 んぞくちうていよあまのー又これちうらぶのて
 すよとこをとあてあつくはちちあひも
 さゆのまどくちあまのあひもさよまの
 たまうもりんするもあまのあまのあまの
 ふーまのあまのあまのあまのあまのあまの
 くちやうとちせんのおどものあまのあまのあまの
 ちきぬりをとまのあまのあまのあまのあまの

きよあまのあまのあまのあまのあまのあまの
 むのあまのあまのあまのあまのあまのあまの
 んうけられてあひあんのあまのあまのあまの
 ちのうちまてはぶあまのあまのあまのあまの
 かくくちものあまのあまのあまのあまのあまの
 りあまのあまのあまのあまのあまのあまの
 とむるものあまのあまのあまのあまのあまの
 南雲よう目ねんをあまのあまのあまのあまの
 え和承平の以犯坂の園より坊主一人するがあま

うまし清季より前まで云上やていらく犯後の
國はさるしあんのちろくはとちて小西津のち
りちんをりせしちるてはなけそれしりちん
あいのちやうけはいりうはいここくもいれま
んとやてあんがちをいしりいあゆあんの
國王日本を志しづるんてぶそふ仏法をむらめ
あめちてまんをあまうさしちかか國のち
五ふちく十ヶ國のあまやうを日本の入用ふお
む事海軍あまうあい船とかこつていとまは
あふをさしす京ぬるうのちくさいばんして

まらあいとるくくす又日本よりハ南洋にあらる
あん十人志うていふはめ入るといふ大帳をほ
くりあんだんへさす弓矢のこくひあく國を
えむくりちとあり海の何より新印新波爾豆 呂宋のへはちんるまんか
の國より志あごをさへ三條をり志よむをらんそ
りせしむるうをむろむるりりこありそれぐ
が阿むてをまゝ犯後へよびよきはされは法あまお
てあいきつをとげあぜん拙者まよごんをや
さばうしざにふありとも車さたはありとも御
おこあひあされはあひて決まいるるは後う志や

は侍せつ帯らるべしと云々ある事あり
上巻れを上巻よきといひ免しちうせりのもの
かあといきき志よくよげふみさせ給ふはるを已ち
か着犯後ちの侍降され誅人の阿ひてを免し上
せし難いよけうはうのふれ決しこめいさるよ白
状仕國をとんとのはうまふまを侍せりまより
して涼くふくとおぼしめしてあくをいりて
せきうていのものどもよびてらるびるふんもの
を志きいありとせしあひのするものは何れを
見やうふは難いむひよおよぶべきもひかしく侍

ふきのり

きりしん志うてはどもたさうに入らる
若らく中の町人うやうやあまゆうあんを
とるんあいとくをせんさく仕といふとも内心
目いりまうてそしけらびするものこれおん
時の不司代いしく侍察せうの志げ志田と
里やくを免ごうされききともちく志やう
ちきの屋のむらあれた一びやうてむるがす
るあーいのちを露月どもおしはされむさ
あがりよご志やうのりといむ強盗たり強盗のび

いくばくもおこふをれどぬ何ハせんといへど已
つひあふあふ江戸より大久保お掬ち忠臣蔵の
とてらく中大坂はくあらきつけ身たをう
にいせぬふあさう二まいはまた五と出ぬいほし
てくびむりいづうけせはちあがうみの虫のど
し先京中の若どもハ四でう五糸の加ううまん
法とすて五十三石三石はつしかさ祖父おうち祖
を住こむいハせしとあうおらまう見物の若ハ
京中をうちあううと見くうあきより
りあはままでいくちぎやうにしてせんはま

ととあてあひしやうきてもお新のはるや
あひしやうの大あはあひでうすは海のはい
すあはあづうりあひしやうむらきえらくらう
あひしやういむもあひもあひしやうらくを
さげてあるととえんお志免しとふちやうもん
あはやくうちこらうと人とよつぬやまもあ
むまの刻もあまのうらうあま時ちよ一人が
やあひしやうみあはらぶまひう後生ハ見えぬ
あひしやうむらてのあひしやうあうてあが
まひしやうありあはし中のあひしやうあはら

ときハ百^味のおんどきをわいへんの上へまほげ
あふよりうけ候^アども^アせん^アを^アまい
あめを一^アらん^アく^アり^アお^アあ^ア夕^アを^アふ^アる^ア候^アれ^アバ
む^アが^アあ^アみ^アほ^アげ^アむ^アひ^アつ^アる^アとい^アふ^ア又^アあ^アづ^アく^アよ^アあ
り^アる^アもの^アの中^アへ^アう^アる^ア魚^アより^アを^ア一^アつ^アけ^アら^アれ^アも^アち
お^アも^アり^アく^アー^アて^アい^アま^アが^アま^アほ^アま^アの^アも^アぐ^アい^アふ^アん^アも^ア思^アを^アれ
ま^アい^アが^アは^アら^アぐ^アべ^アとい^アく^アと^アう^アお^アん^アは^アや^アら^アれ^アバ^アな^アく^アれ^アく^アち^アふ
あ^アつ^アて^ア河^アを^アう^アち^アの^ア魚^アを^アほ^アげ^アて^アこ^アら^アひ^アり^アさ
て^アは^アり^アあ^アま^ア所^アへ^ア魚^ア人^アを^アこ^アら^アし^アう^アけ^ア入^アて^アが
よ^アを^アさ^アせ^アみ^アを^アの^アが^ア家^アへ^アは^アゆ^アる^アあ^アは^アと^アは^ア五^ア六

十人のうちを^アか^アき^アう^アく^アとの^ア志^アり^アけ^アき^アせ^アう^アく^アの
ま^アぢ^アふ^アこそ^アう^ア扱^アも^アあ^アら^アる^ア連^アは^アれ^アよ^アり^アて^アは^アめ^アん
は^アを^アた^ア後^ア生^アの^ア祿^アぞ^アとい^アく^アち^アは^アま^アる^アく^アとも^アう^アま^アい^アを
し^アと^アう^アち^アら^アひ^ア一^ア連^アは^アま^アて^アう^アり^アある^アさ^アて^アは^アり^ア志
を^アた^ア阿^アと^アふ^アの^アこ^アる^ア魚^アの^アむ^アら^アを^アふ^アく^アこ^アあ^アま^ア木^アを
四^ア五^アだ^アと^アり^アよ^アせ^ア見^アせ^ア夕^アを^アう^アの^ア板^アぞ^ア候^アく^アよ^アを
世^ア大^アを^アう^アい^アせ^アく^アら^アあ^アら^アな^アま^ア志^アり^アを^アう^アあ^アら^アめ^アよ
り^アあ^アえ^アこ^アり^ア木^ア二^ア三^ア百^アだ^アま^ア登^アく^ア阿^アす^アの^アあ^アう^アつ^アき
ハ^ア山^アの^アこ^アく^アつ^アも^アほ^アげ^アて^ア一^アど^アは^ア火^アを^アう^アり^アま^アて^アく
ま^アん^アとい^アふ^アを^アま^アて^ア大^ア仰^アて^アを^アう^アて^アあ^アは^アい^アく^アは^アり

志たのうーら松尾松むらおた姓いざりーをよび
ていふ屋う一畠んのぎりにはそいそまたはさへ
てしむやくららむせせ下されゆといちくどた
つきて中によつてさういいたらううあされ
あふともや

おたのうーら松尾松むらおた姓いざりーをよび
者まづめのふどふもんぬはうの志ともあくは
けぶうのるうをうてはとぞと思ふものふぢん
のゆりあふ清あふ志うをこれとせしうび志て
ひり清むうめんあふ志うあふあふんへもれ安

へて又らうのあてをうていくたびははびても
あうていのらんはらううずはくう一むらまづも
いひつて一人一人もあふぬへてをそふを
くぢるびるの又商人出ていよく國をうぬくをたて
ごうあうをまぬうくもるおふりめて日本國
の志いじ地代さんとうは仰付られぬい備く
いしくあふのこふあふく此らうふむまれるあう
子まづそれのあふあふようせう又そのせま
そんくあふの思ぬまづこれ法を一あふけう
ち一人ありともまづ一一人の宗を法さふらぶあ

のきハ清者つゝよら本坊まいりやうしよはせい
なるるへしとくく去物を作りは、
所人の所のとより月の事村ハ志やうを
百姓ぬしハおがしらまどに法何るものも
あく何まつしと徳國のせいよそくどくの
りといどもやもすきバ十人廿人法はし
て火あぶりはのちもあつけさるの法せい
い今日もはる清りハふ志んをれし

Faint bleed-through text from the reverse side of the page.

息距編卷之十

排邪第三

天文末録

寛文二年壬寅二月八日保田若狹守宗雪應召
登營參御座間前橋少将忠清忍侍從忠秋小
田原侍從正則伺候時有一台命近出御前仰云
宗雪可勤仕作事奉行營首少退重有命進謁
仰云吉利支母邪徒制禁支配自前代為要務重
事也自今與北條安房守氏長同可沙汰之云云并
命之辱退出後日與氏長會傳此兩冊寫之

一寬文二年壬寅二月十二日於評說所誓紙其前
書留作日

起請文前書

一今度法代事在終并吉利支母宗門穿鑿之儀北

田條安房守相加僉儀可仕之旨法仰付以孫法為十一

登寺存法後園依不仕清奉公致油斷乃發皮

一更此仰付以法役大切寺存跡以入精志追根不

生推堅相守可申以勿端法用之儀勢之阿い申

乃發事

一更法代更之法用訴訟吉利支母宗門穿鑿等之儀

即成程入念法後園依不仕縱親子兄弟知音之好又

八中惡業中世也之儀也依怙具負之く正路沙汰

可仕以存号以依不殊心底中出其上法為能方有

落着之仕極々依之陰にて何角名沙汰仕る為子

附以清威先考之儀不仕并非義中愈乃為子

一政之分仕仰出以清法意之懸望者當下之月之

後此仰出以清條目聖公法座以念因之違背

仕乃為之未得申志不及中清一切之始諸大名法

傍案之寺對清為以惡心中舍一味仕る為之於

庵中志向偏高々々々々々々々々々一切之寄合入

魂とて仕乃あらず

一 涉屋窓之候自院承仕一切他云仕乃あらず
女子字の穿鑿おと指子涉乃と糾ふ指の底お
家之通有辨中上仕涉為候付て未及人と申
不仕決りて遂お決りて

保田新狭書

何部豊後守殿
益松下徳守殿

明曆四年戊辰四月二十九日 御座間 被為召被

仰付候吉利支丹之儀 大猷院様御時分ヨリ
大切ニ被思召御用ニ候間念ヲ入穿鑿可仕之由
御直ニ被仰付御加増千石被下候就夫井上筑後
守吉利支丹之穿鑿被仰付候初誓詞仕候ヤト
相尋候ハ筑後守ハ大目付御役義之誓詞仕吉
利支丹御改被仰付候誓詞者不仕候由申候以
トモ私儀相應ニ無之大分ハ御役被仰付候間誓
詞被仰付被下候ハ彌難有可存之由申上付テ
御老中ヨリ五月四日被下候起請案文
起請案文

一今度吉利支丹穿鑿之儀被仰付候然ハ御為第
一奉存毛頭御後闇儀仕間敷候及心入精
穿鑿ヲトケ不寄誰人無依怙顛負正路可致沙
汰事 付相役人ト申惡敷不仕万事遂相談
不立私申分御為能方付可申事
一吉利支丹穿鑿之儀御尋之刺不殘心底存寄候
通言上可仕候勿論御隱密之儀聊以他言仕間
敷事
一以御威光奢申儀又者非分申懸間敷事ト申由
右條々雖為一事於致違犯者

一異國船來見申番所

一坊津

一上コシキ島

一下コシキ島 共薩摩領

一是ハ國持候へ此三箇所ハ長崎ニテ穿鑿イ

夕シ能所之由申候故申渡其外ハ見立被申付

ト申候

一ヲニキ嶋

一大江山嶋

一方八嶋

天草領

一 千ヶ嶋

嶋原領

一 伏ヲウ嶋

一 是ハ長崎ヨリ三里サキ

ノモ嶋

御藏入

是ハ先年ヨリ黒船見申候山

一 シンカクラ

御藏入

一 今度申付候

一 こへ山

大村領

一 牛ガクビ

平戸領

一 ツカカビ

是ハ今度申付候

一 カワチノ浦

一 ナゴヤ

一 マタラ嶋一二ヶ所程

見計可被申付之由申渡

異國ヨリ船來候時見當山

一 ウチ嶋

是ハ人ナキ嶋

一 クサカキ嶋

一作ケサ

同前

一 ホウノ津ノ山

一 上ヨシキ嶋

一 下コシキ嶋

右ハ薩摩領

一 八毛崎

長崎御藏入

此以下長崎表制札ヨリ萬治元年八月の段ニ至テ迄既ニ第

一卷法令の部ニ載ルを以テ此を削リ取ル

一 宗門之者訴人有之時ハ訴人之申口ヲ口書ニ

シ其後訴人之宿口人ヲツカフニ斷置候事

一 宗門ニサレ候者申遣候時ハ御領地ニテ候

ハ直ニ從此方申遣ス事モ有之亦御勘定所

上申渡シ候事モ有之給人方ハ從御老中御

奉書被遣候事

一 宗門穿鑿仕候時分訴人トサテ候者又引合

穿鑿不相極候内ハ奉公人ト主人御領所之者

ニテ候ハ其御代官江預置候町人ニテ候ハ

ハ五人組ニ預置大形穿鑿キワマリ候時分兩

町奉行へ申渡シ籠舎申付候事

一 從籠屋此方江召寄穿鑿仕候時分ハ町奉行江

申遣候其時ハ町奉行同心并因獄同心召連參

候事

一 宗門之モノ訴人有之時國々江被仰遣候時ハ

御奉書ニ訴人之口書ヲ添被遣候事
一手前ニテ吉利支丹穿鑿之刻ハ自身承候籠屋
江遣シ噉門之刺南蠻人歛或日本人ニテモ大
事之モノニテ候ヘバ筑後守時分ニハ玄蕃ヲ
遣シ候由輕キ者ニテ候時者當座ニ見計ヒ候
而遣候由其役人トテ定候而ハ置不申候由左
様之時分檢使ニ遣候者ニ誓紙ハカ、セ不申
候由下ニ伴天連ナトニ度々ツキ合候ヘハ宗
門ニ成ソウニ存ルノ者有之候萬存知之外成
義多有之候事

一親吉利支丹宗門之由訴人御座候而モ女房子
兄弟ニ訴人無之候耳ハ女房子兄弟ハ此方ヨ
リ構不申候事但様子ニヨリ切支丹宗門ニテ
ハ無之候哉尋申更ニ有之候更
一何程ノ科人ニテモ吉利支丹宗門訴人仕候ヘ
ハ斬罪御赦免被成其所江被遣候更
一噉問ノ上ニテ訴人不仕候而モツルカ
シニノウヘニテモ能モノヲ一人ニテモ訴人
イタシ候ヘハ死罪御赦免但籠ヨリ出シ候更
ハ其品ニヨリ申候更

一 宗門之儀ニ付張文落文ナト仕度有之左様之
度候而モ書物ヲハ此方へ取置其人ハ改不申
候度
一 宗門ツルシ候時分ハ二三日モ前廉ニ町奉行
所江申遣ツルシ場出來次第ニツルシ候
傳馬町籠屋ヨリ出遣候其時分ハ町奉行衆與力
同心付候而參候自分之モノハ先立ツルシハ
へ參相待居申候ツルシモノ參候得ハ穢多ニ
申付ツルシセ候度町奉行與力同心ハカマイ
申ラス候昼夜ツルシ場ニ番仕候儀ニ穢多致

候所ハ淺草穢多居申近所ニテ候ツルシモノ
白狀可仕ト申候ハ穢多註進イタシ候其刻
家頼之モノヲ遣様子相尋候大度之ツルシモノハ
筑後守時分ニハ筑後守野村彦大夫ニ借置候野
屋敷之内ニテツルシ候由其砌モ番ハ穢多仕候
一 ツルシ初候度ハ御精進日ナト除候由ツルシ
一 カ、リ候而ハ其カマイ無之候由
一 ツルシモノ相果候屍ハ様ニ捨申候度
一 斬罪之モノ有之時分ハ右同前ニ町奉行所ニ
申遣候与力同心宰領致シ淺草ヲンボウヤ亦

ハハタモノ場ニテ申付候斬罪ハ町奉行衆同
心仕候手前之者檢使ニ遣シ候屍小穢多共ニ
申付ラシボウヤニ埋セ申候也

一 噉問傳馬町籠屋ニテ申付候刻ハ手前ノモノ
檢使ニ遣シ囚獄同心トモニ申付噉問イタサ
セ筑後守致言上囚獄同心十人増申候由此モ
トモ宗門ニ付此方ヘモ參候而噉問之時分
モ手傳仕候由

一 小日向ニテ噉問申付候刻ハ自分ノモノ斗ニ
テ噉問仕候由或ハ能宗門ノモノカ又ハ大夏

一 寺致噉問候

一 噉問ヲ頼ニイタシ好々事悪ク候奉行骨ヲ折
候テ切々穿鑿イタシ細ニ口書ヲ申付色々思
案イタシ手ヲ廻シサクリ尋ル口ト可然由或
ハ宗門ヲカクシ又頼門白狀イタサ

一 噉問ツヨク申付タル計ニテモ白狀不仕候由
又ヨウク候ハ猶以白狀不仕候能ク科人ノ
心ヲ考ヘテ可致由久敷噉問仕ル者ハ本馬能

ク候 更ツヨク 噉問 イタシ候へハ 科人 草卧重
而 噉問 難成事 有之 又ハ ツヨク 科人 ヲツヨク
イタシコラエラレ重 而 イタスヘキ 様無之 更
アリ能心 配遠慮 有ヘキ 更
一 吉利支丹 宗門 十人 斗モ 一度ニ 訴人有之 時ハ
或ハ 三人 或ハ 五人 計モ カラメナリ 一度ニ 十
人トモハ 捕且 不申候 但モ 上意ヲ 候イ 又ハ 御
指圖ヲ 請テ 可申候 更ハ 事要ハ 刻奉テ 骨モ 社
一 吉利支丹 之宿 イタシ候モ ノ 初ハ 科ニ 被仰付
候侍ヲ モハリ ツケニ 御掛 被成候 コトモ 有之

其後ハ 宿へハ 御カハリ 不被成候 更ハ 申付々々
一 最前ニ 親宗門ニテ 候へハ 女房々々 御穿鑿ナ
シニ 同罪ニ 被仰付候 其後 御穿儀候 而 親吉利
支丹ニテ 候テモ 御穿鑿之ウ 丑女房子 宗門ニ
テ 無之候へハ 御赦免候 更ハ 其旨 御穿儀候
一 宗門之者 申分ニ 子ヲ 出家ニ イタシ 置候 由申
一 更 有之 實正ニテ 候へハ 申分 立御預 被成候 更
一 初ハ 一兩人 訴人 イタシ候へハ 御預 被成候ノ
チニハ 五人モ 數多 訴人 不申候へハ 先籠舎 被
仰付 イヨクハ 御穿鑿之上ニテ 御預 被成候 更

一人ニテモ能モノヲ訴人イタシ候カ又ハ能
 モノニテ無之候トモ五人六人十人ハカリ
 一 毛白狀イタシ候ハ御預被成候事
 一 親兄弟子伯父伯母親類ヲ訴人イタシ候ハ
 御穿止タノ上其科ニヨリ御預之事
 一 何方ニテモ伴天連被捕候者其書物藥并彌イ
撒女道具ヨリ取日モ可申事
 一 小日向吉利支丹屋敷御預之者病死カ或ハ自
 害仕事有之時ハ御步行目付参リ死骸ヲ穿テ
 被申候シカハ子ハ手前ノモリニ申付タメ

一 其後ヲシボウヤハ遣シ埋ノヲキ候事

萬治二亥三月八日阿蘭陀御暇同日殿中日記留
 一 阿蘭陀カヒタニ今日御暇依之被御出之儀有
 一 之ニ付而登城殿上間次之席著座此時雅樂頭
 伊豆守豊後守美濃守大廣間三間江出席列席
 時ニカヒタニ殿上間ヨリ黒川與兵衛并御目
 付兩人令案内板縁之内杉戸際ニ祇候此節
 上意之趣北條安房守ハ老中會之安房守通事
 江傳達之然而カヒタンハ通事演達之所謂

覺

一阿蘭陀事者 御代々日本致商買候様ニ被
仰付之毎年長崎江着船仕候自此以前如被仰
付之キリシ外ニ宗門ト通用仕マシク候着致
入魂之由イツレノ國ヨリ申上候共日本渡海
可被成御停止候勿論彼宗門之族船ニ来
リ申間敷事 各美意長共商買三所出候候
一不相替日本為商買渡海仕度奉存候者キリシ
一タニ宗門之儀ニ付而被聞召可然儀於有之者
毎年阿蘭陀船渡海之事候間急度長崎奉行人
迄可申上事

一日本渡海之唐船トバハン仕マシキ事

以上

右之趣以通事カビタニニ相達之御請申上候
旨又安房守江演説之事終而カビタニ殿上間
江退去其以後綿衣三十臺載之進物番持出之
三間敷居際ニ並置之重而カビタニ殿上間ヨ
リ黒川與兵衛御目付兩人案内有之而最前席
江罷出祇候御暇ニ付而綿衣被下候旨安房守
通事江達之其旨カビタニニ通事諭之則カビ
タニ敷居際ニテ出座頂戴之老中江一禮イ夕

一 退去進物。坊主入之右被仰渡之席。並進物置所未左之圖之。

二 巽出。於新崎。知宗。於而。臨末。於不。新音。集義。卷

二 黑。凡。與。其。濟。時。自。因。西。人。卷。於。末。之。而。最。夜。毒

三 間。燒。欲。額。二。位。置。於。直。為。問。之。放。之。頭。上。問。卷

五 東。因。其。以。於。輪。水。三。十。臺。釐。之。並。此。香。鉢。出。之

一 香。文。由。於。卷。之。或。時。及。專。然。而。香。在。候。者。烟。土。間

一 各。之。或。以。並。奉。之。手。而。其。其。時。動。之。職。請。有。之。新

一 每。年。及。出。院。也。渡。海。之。事。候。問。息。度。改。崎。奉。行。人

一 直。奉。與。武。之。尊。神。十。六。八。七。土。可。之。中。奉。

一通事石助助左衛門。小袖二。被下位。守房守傳

之。安。房。守。疊。練。一。着。座。也。

吉利支那。名。加。者。之。中。又。口。

一。香。利。支。那。名。加。者。之。中。又。口。

一。香。利。支。那。名。加。者。之。中。又。口。

一。香。利。支。那。名。加。者。之。中。又。口。

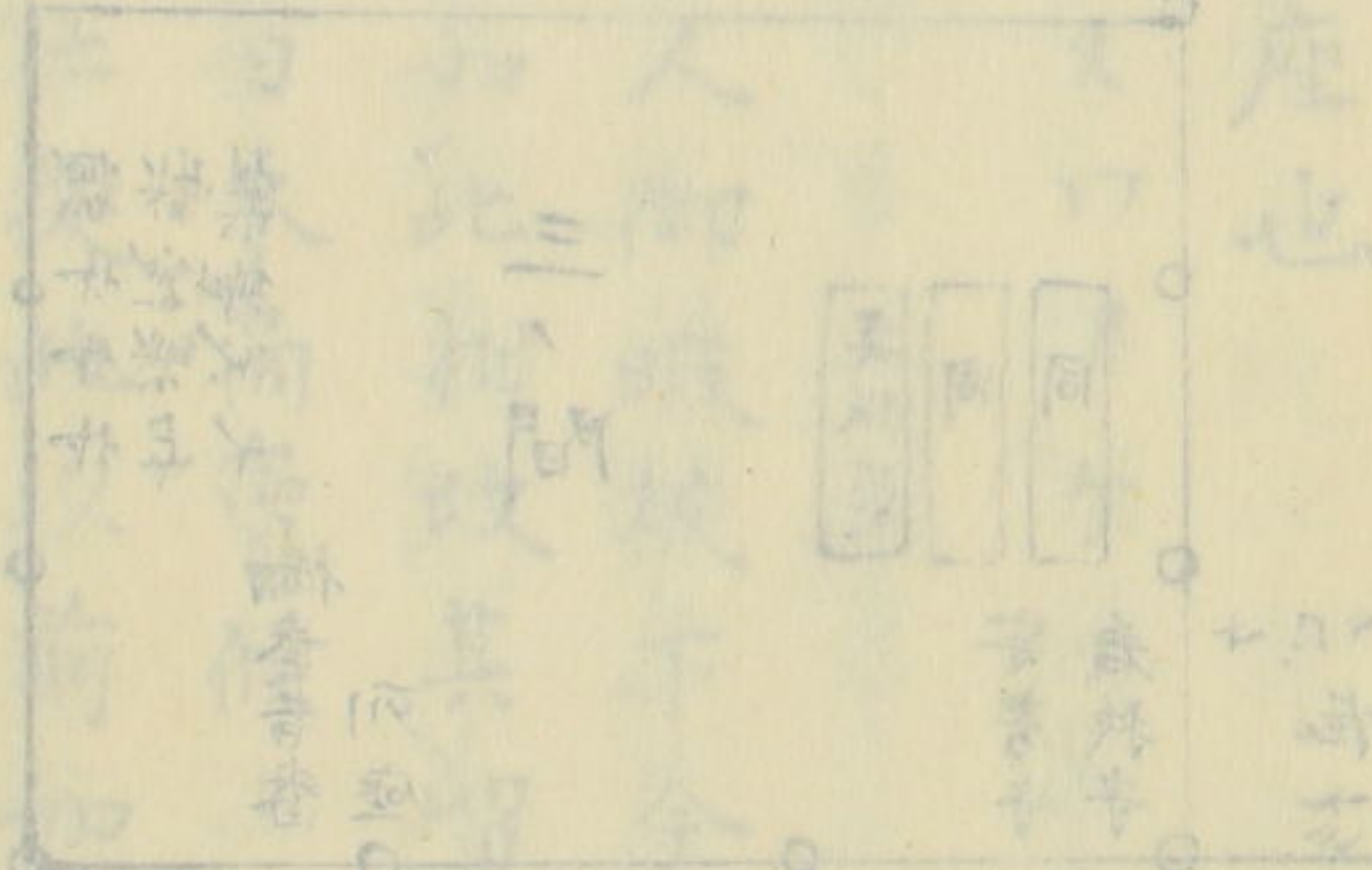
一。香。利。支。那。名。加。者。之。中。又。口。

一。香。利。支。那。名。加。者。之。中。又。口。

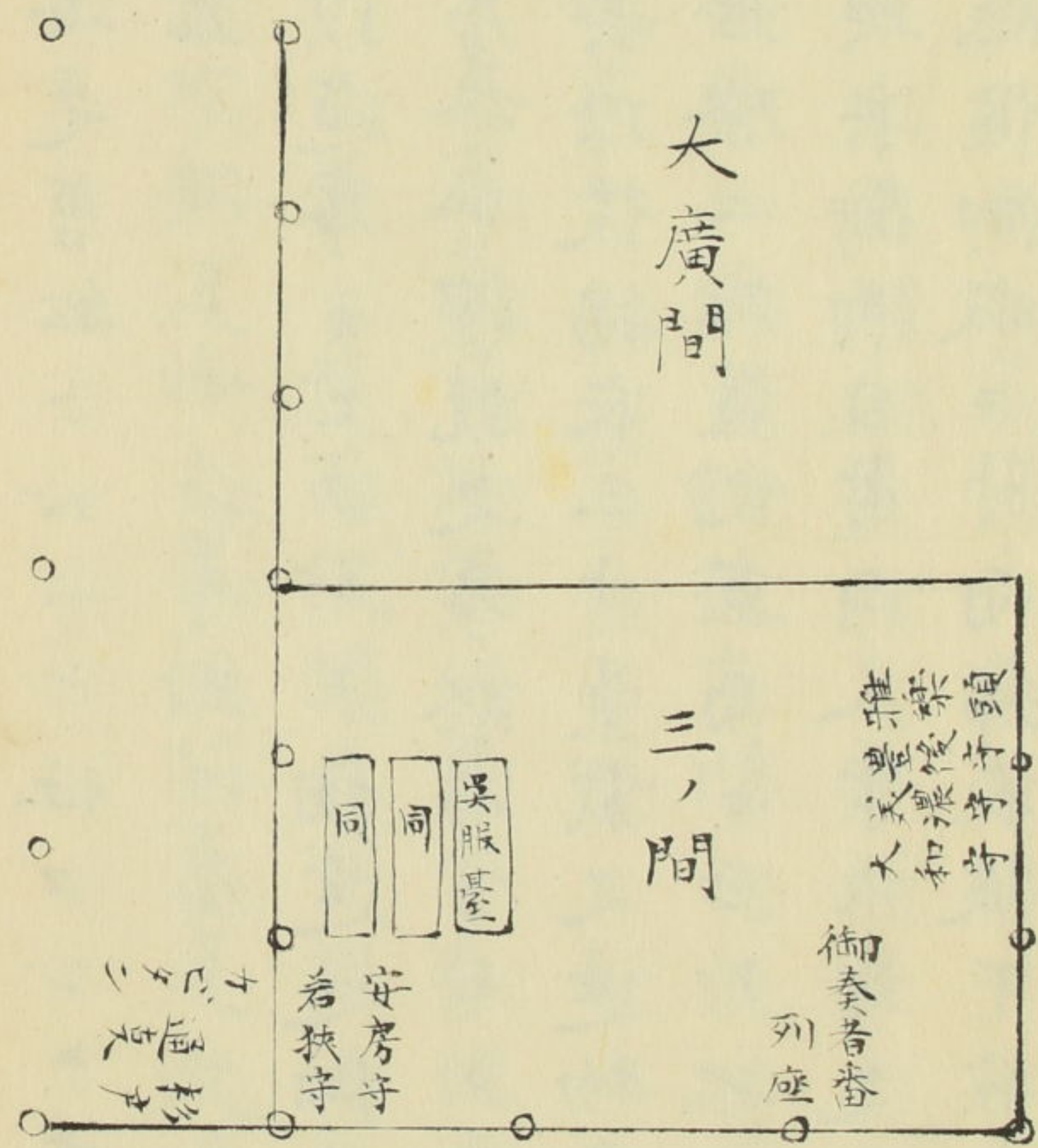
一。香。利。支。那。名。加。者。之。中。又。口。

一。香。利。支。那。名。加。者。之。中。又。口。

一。香。利。支。那。名。加。者。之。中。又。口。



一通事石橋助左衛門ニ小袖二被下候安房守傳
 之但安房守疊縁ニ着座也
 吉利支丹名サカリヤス口クケケナル今按吉利支
丹ハ甲比丹の事
 一 万治四年丑年阿蘭陀人御暇被下今日御相談
 有之而例年ノ御書付如此相改其留
 一 ララシタ事ハ御代々日本商賣候ノ様ニ被
 仰付毎年長崎一着船仕從此以前如被
 候吉利支丹宗門ト通用仕間舗着致入魂候由
 何國ヨリ申上候トモ日本渡海可被成御停止



候勿論彼宗門之族船ニ乗セ來申間敷事
一 不相替日本為商賣渡海仕度奉存候ハ吉利支
丹宗門之義ニ付テ被聞召可然義於有之者每
一年ヲラシ夕船渡海之事ニテ可申上ア夕ラシ
夕南蠻人手ニ入吉利支丹宗門ニ成國モ有之
候ヤ渡海道筋之儀ハ可承候聞見及ビ聞及ビ
候ハ、長崎奉行マテ可申上候事

一 日本渡海之唐船トバハニ仕間敷事

以上三月十一日

一 宗門穿鑿心持之事

一 宗門之者初ハ吉利支丹カト相尋候ハ少モ
不隱吉利支丹之由申候今程ハ成ホド宗門ヲ
カクシ候事

一 一ウバ并女ナドハ「テウス」ノ踏繪ヲマセ候ハ
ハ上氣サシカブリモノヲ取捨息合アラク汗
ツカキ又ハ女ニヨリ人ノ不見様ニ踏繪ヲイ
タ、キ候事モ有之由

一 宗門穿ヤク、時生國亦久敷住居イタシ候所
可相尋之國ニヨリ伴天連不參所亦參候テ宗門
廣リ候所可考タメノ事

一チイサキ「イマセウ」脇指ノ柄頭江掘入又「イマセウ」伴天連ノ骨灰ナトヲ枕ノ内ニ入焼物香箱ノ内子リクスリナトノ中江入置コト有心付ヘキ事

一切支丹宗門ハ自害ハ不致法度ニテ候ヘドモ「ゼジュン」トテ食事ヲヒカヘ食ヲモ少シツキシヨクシ其外大根カブナドノルイヲ命ツテキ計ニ食シヨウノニ身ヨハリ相果候事有之自害ニテハ無之食ヲハイタシ候ヘトモ相果候トコンセンジヤニカケ相果候儀ニ候事

一ツルシ殺又ハ斬罪火アガリニ被仰付候内ハ伴天連切々渡リ申由其後御コロハセ日本之宗旨ニ被成小日向ニサシヲカレ女房ヲ被下伴天連ニハ十人扶持ニ銀子一貫宛被下切々色々之義御尋被成不申上候時ハ噉問被仰付候様ニ被遊候而ヨリ宗門之モノスクナク罷成候由加様ノモノ、噉問ハ木馬能御座候合點無之モノヲ檢使ニ遣シ噉問六ヶ舖存シキツクイタシ候ヘハ相果ヲ申候又病者ニ罷成噉問不罷成躰ニ成申由鬼角噉問イタシ

候更ハ不死様ニ可仕由上意候ツルシヤウ弱
クモ強クモ色々指引有之候由罪ナキニツル
シ又ツナキヲキ候而考へ申更モ有之候由但
死罪場ナトニツルシ候時ハ穢多ムツカシカ
リコロスコトモ切々有之候間其考可有之更
一伴天連穿カク之内ハ奉行ヲモ家來ヲモ勿論
穿カクノ内ニモヨソナカラス、メ色々タマ
シ候更有之候間其心得可有候更
一嗷問ニツカワシ候内檢使ニ參候者ノ心ヲ色
々考慈悲成檢使トヲモイ候へハイヨ々々慈

一悲ヲ如候ヤウニイタシカケ申候更由出候
一吉利支丹宗門ニハメイヨ有之由ス、メ候間
一ナニヤウノメイヨ候哉嗷問ノ内ニテモツル
シ候内ニテモ見出候へト申ツカワシ候へ凡
偽ヲ勸メ候故少モ不思議成儀無之候由新
一伴天連入満同宿宗門之モノコロト候時分ハ
一成程堅ク申付宗旨ヲ替禪宗或ハ淨土宗ニ被
成寺參ヲ申付且那ニイタシ伴天連入満ニハ
女房ヲ被下候其上ニテ立アカリ申時分ハ吉
利支丹アイシライニハ不仕スリ盗人アテガ

ヒニイタシ斬罪可被 仰付同宿宗門ノモ
小日向ニテモ二三ノ人竈屋ニテモ五六十人モ
切捨申候由 且 仰付候ハ骨
一 此以前ハ伴天連ヲ死罪ニ被 仰付候ハ骨
一 灰ヲ方々へ盜參候能宗門ナトヨモ骨灰ヲト
一 リ參候大昔ハ日本ニテ「マニチリ」ニアイ候モ
一 ノ骨灰ヲハ異國へモ渡シ候由 仰付候ハ骨
一 出家ニハキリ支丹唯今マテ無之由山伏ニハ
一 ナレ候モ有之候由 仰付候ハ骨
一 万事ニ付宗門改之時奉行偽ヲ不申申出シタ

一 心義ハ不替ヤウニ竈舎或骨ツレカレ候宗門
一 者トモ存候様ニ仕度ニ御座候左様ニ無之
一 候ハ類門訴人イタス時モ又ハコロビ申候
一 候モ奉行入ヲ疑申無候下ニ穿サケ人役人
一 マテ其コ、口正有之様ニ可申付度
一 奉行入モ家来役人モ慈悲ナル奉行役人ト吉
一 利シク存候ハセシカケノサワキニ罷成
一 候左様ニ候トテ強クムリニイタメ候ハ孫惡
一 敷候能ハ宗門之心ヲ考可任由木馬センサク
一 時分切ニ小便ニヲリタハコビナト所望仕

候事有之時ハ心ニシメカヒ候而能莫モ有之
候又時分ニヨリ切ヒテ口ニ申サヌカ能莫モ
有之莫候

一ヲツト「キリシタシ」ニテ女房之莫子吉利支丹

一ニテ親莫父母吉利支丹ニテ子ノ莫大形十カ

七八ニテ「キリシタシ」ニテ有之候莫

一朝鮮人吉利支丹ニ勸メ被入候而ハ男女トモ

一ニテモ被入深クコトニ女ハ聞入候ハ思入

深ク候莫

一穿サク之時初日詞ヲ聞莫有二三日モ申言斗

ヲ聞其ノ子聞届候而ヨリ不審ヲカケ可然由

念頃ニ聞莫無之卒尔ニ不審ヲウチ論ニイタ

シ候莫アシク候由宗門之モハ鐵槌論ニハ

クシ候莫ヲ好候由タカキニ後生之莫ニテ

論ヲイタシ雙方トモニ證據ナクカナリテ論

ニ成候ハテ口キヨリ聞キ奉行之誤リヤウ

ニ存家来ヨリモ「キリシタシ」宗門ニモ道理有

之ヤウニ存知候ハ大惡事ニテ候吉利支丹

邪法萬偽リ計リヲ申人ヲ送シ候所テ道理ニ

誥諸人邪法ト存ヤウニ不仕候ハ下之家来

セシテ又ク其後人マテ難有可存躰ニテ候由ノ
事志薄敷キ信ノ由ハ其意申テ候也
一 伴天連吉利支丹宗門ニテ申候ハ世ニサ
クノ節奉行智慧モ有之善惡ヲモ明決スル人成
トモ宗門穿カク之時ハ智慧モ少クモ辨舌モ
不自由也テ少シク名譽ニテ合カシ給故ニ宗
門ノモクハ不辨舌トテモ不智慧トテモ智慧
モ出来辨舌モ有キ所カニ成トラシメ候故其
教之如ク様子見ルヨシ又訴入候而奉行所
ニテ對決ノ刺モ衣裳ヲトテ奉行人前ニ

テ如何ニモ慇懃ニ致禮訴入モアハシキ詞ヲ
以カワナルモ有之是モ上天致スル時分
來テ奉行所へ口バブルト勸メ候エハナリ訴
入ヘモ恨有之ニテナシウラモニ存候ハ上
天ノサワリト成トス、メ候ヨシ
一 國主「吉リシタ」宗門之仕ヲキ善惡有之宗門
ノ考人アシキ仕ヲモ之國ニハカクレ候莫マ
ギレヤヌキニヨリ其國ニ必キリシタ
リ切ハ且那寺ノ改可入念也出家モ又タマサ
レル莫只今迄ハ「キリシタ」ハ死骸ヲ火葬ス

ルコト無之候尸ヲ己ガ宿ニテ桶ニイレ桶ノ
内ニ板ニ添テ「クルス」ヲ作入桶の上ヲヨクカラ
ゲツカワシ土葬ニ在テシ候更有ヨシ薪拂底
ノ所又親氏ニモ土葬ニスル更モアリトモ
カヤウノ所ニモ不審ヲ可立事也死骸ヲ掘出
シ桶ノ内ヲセシサケイタモ宗門アラハレタ
ルギモ度有之候由農人町人職人亦ニ日本
之誓詞南蠻ノ誓詞ヲイタサセ寺請ヲトリ其
後ハ一年モ二年モ改メ沙汰無之サシラカル
ノ國有左様ニテ油断有之之所ハ必キリシ

タシカクト在之事多ク候ヨシ
豐前 吉利支丹宗音廣リ候筋
一加賀國此國ニハ高山右近太閤之時分十二万
石取申候加賀國江御預之時分四万石取候内
藤飛彈後ニ道順ト申候是モ加賀ニテ三万石
取申候キリシタシ宗門ニテ候此者兩人ハ呂
宋江流罪被仰付彼地ニテ兩人共ニ相果候其
家來宗門ニテ 大猷院様御代モ多出候由肥
前國嶋原ノ城主有馬修理吉利支丹宗門故町
人百姓不殘吉利支丹ニテ候由會津ニテハ岡

野越後吉利支丹故家來大形宗門ニイタシ候
猪苗代十申所城地ニテ候此所之百姓吉利支
丹ニテ候由
今按る小常山紀談ニ曰上杉家の士岡種左
内去切支丹を信する人多く南蛮人贈りし
角榮螺といふ胃を煮煮先ゆけて川を打流
す云々左内勇士といふも學識ありあり其境
引入るれり者村部氏の宗墓といふ處
豊後一國の大友領地是ニ宗門多出申候筑前
國ニテモ如水一度吉利支丹ニナラレ候故一

別門之内ニモ能キキリシタシ候ソルヨシ太閤
ノ時分ハ御當代程政道無之故宗門多有之由
吉利支丹寺日本ニ有之候所々ハ長崎大村深
堀有馬筑後ノ柳川肥後ノ國八代天草豊前
國小倉筑前ノ博多周防ノ山口安藝廣
嶋紀州和歌山京大阪堺伏見駿府
江戸車仙臺會津本加賀國金澤
一逢坂ヨリ西ノキリシタン寺ハ「コシハニヤ」逢
坂ヨリ東ノ寺ハ「ラテ」汎也
吉利支丹出申國所之覺

奥州

松平陸奥守領分

一仙臺ヨリ

廿一年以前寅年日本伴天連「キベトロ」マル子イ

ニヨリ市左衛門南蛮伴天連「フランシス」孫右

衛門「シエ」ハウチスタ以上四人出申候其

外宗門ノモノ多出申候侍分クモノ七八人モ

出申候

此所ニ先年キリシタニ寺御座候所ニ

保科肥後守領分

會津ヨリ宗門ノモノ多出申候内侍分ノモノ

五六人モ出申候三人ヨリ出申候内侍分出申

丹羽左京大夫領分

相二本松ヨリ宗門ノモノ多出申候内侍分ノモノ

林四五人モ出申候

南部山城守領分

盛岡ヨリ宗門ノモノ多出申候内侍分ヲモノ

二三人モ出申候

本多能登守領分

白川ヨリ宗門ノモノ多出申候

秋五人モ出申候
松平清左衛門御代官所
津延澤ヨリ宗門多出申候

酒井攝津守領分
鶴岡ヨリ宗門之モ二三人モ出申候

佐竹修理大夫領分
久保田ヨリ宗門之者多出申候内侍四五人モ

出申候
戸澤上総介領分
内新庄ヨリ宗門侍一人出申候

上秋播磨守領分
米澤ヨリ宗門中比ニ出申候内侍三三人モ出申

越後國
松平大和守領分
山本庄ヨリ宗門二三人モ出申候

溝口出雲守領分
新發田ヨリ宗門四五人モ出申候

牧楚飛彈守領分
長岡ヨリ宗門五六人モ出候内侍一人出申候

松平越後守領分五六人出申候

高田ヨリ宗門五六人出申候

佐渡國ヨリ宗門十人計出申候

信濃國ヨリ宗門

仙石越前守領分三三人出申候

上田ヨリ宗門二三人出申候内侍二人出申

候内侍ヨリ宗門之者多出申候内侍四五人

真田伊豆守領分

松代ヨリ宗門中比二出申候内侍三三人出

上申候内侍一人出申候

鳥居主膳正領分内侍四五人出申候

高遠ヨリ宗門二三人出申候内侍一人出申候

上野國

真田伊賀守領分

沼田ヨリ宗門多出申候東庵卜申前京門同

前宗門御座候内侍宗門十人

安藤對馬守領分内侍宗門中心内侍

高崎ヨリ宗門二三人出申候

酒井雅樂頭領分一人出申候

麻橋ヨリ宗門四五人出申候

三浦志摩守領分四五人出申候

伊奈半左衛門御代官所

伊奈半左衛門御代官所

三波川村 渡瀬村 鬼名村 中ツカ原村

此四ヶ村ヨリ明暦二申年五月マテ宗門十四

五人モ出申候渡瀬村ニ對庵ト申能宗門御座

真候判買名領分

武藏國

江戸ヨリ宗門多出申候

此所ニ先年吉利支丹寺御座候セシダガヤニ

而乞食十人餘リ出申候并込ニ而乞食十人出

申候

伊奈半左衛門御代官所

ホキマヨリ七八人モ出申候門ニ三人ヲ出申

同断

神奈川ヨリ穢多ニ宗門共人餘出申候

土井遠江守領分

古川ヨリ宗門十人斗モ出申候

阿部豊後守領分

忍ヨリ侍宗門一人出申候

松平伊豆守領分 一人出申候

河川越ヨリ宗門一人出申候

上總國 伊奈半左衛門御代官所ヨリ宗門四五人出

申候其後ハ上総國ヨリ終ニ出不申候

下総國 堀田上野介領分佐倉ヨリ宗門二三人モ出申

候

板倉阿波守領分

關宿ヨリ四五人モ出申候

一色宮内知行

水戸ヨリ宗門七人モ出申候

新庄越前守領分

麻生ヨリ侍能宗門一人出申候

朽木民部少輔領分

土浦ヨリ宗門一人出申候

下野國

奥平美作守領分

宇都宮ヨリ宗門四五人モ出申候

日光領

上芦屋ヨリ宗門多出申候

細川豊前守領分

茂木ヨリ宗門二兩人モ出申候

相模國

小田原ヨリ宗門二三人モ出申候内侍一人出

申候

成瀬五左衛門御代官所

鎌倉ヨリ穢多ニ宗門五六人モ出申候

伊豆國

伊奈兵藏御代官所

三嶋ヨリ宗門二三人モ出申候

駿河國

府中ヨリ宗門二三人モ出申候

小此所ニ先年吉利支丹寺御座候

小田原領

シクリヤヨリケツシニト申能宗門出申候

遠江國

北條出羽守領分

北 檜川ヨリ宗門一人出申候
松平清兵衛御代官所

大田村ヨリ宗門二三人モ出申候門出申候

三河國

小笠原壹岐守領分者母寺職率候

吉田ヨリ宗門一兩人出申候新

尾張國名古屋ヨリ宗門中比二出申候侍一人出

美濃國 宗門二三人モ出申候

松平丹波守領分有御所

加納ヨリ宗門二三人モ出申候出申候

戸田采女正領分一兩人出申候

大垣ヨリ宗門四五人モ出申候内侍二人出申候

岡田将監御代官所ヨリ宗門七八人モ出申候

伊勢國 宗門八五人出申候新御代官草紙ヨリ一

松平越中守領分

素名ヨリ宗門一兩人出申候一人出申候

藤堂大學頭領分新御代官御座候

津ヨリ宗門中比出申候新

近江國 宗門八五人出申候

井伊掃部頭領分

彦根ヨリ宗門十人斗モ出候内侍四五人出申候
近藤興兵衛御代官所

柏原ヨリ宗門一人出申候

小堀遠江守御代官所

八幡ヨリ能宗門一人出申候

本多下総守領分

膳所ヨリ二三人モ出申候膳所領草津ヨリ一

田兩人モ出申候

観音寺御代官所四五人モ出申候内計二入出申候

守山ヨリ宗門一兩人出申候

小野喜左衛門御代官所

堅田ヨリ内藤道順ト申能宗門出申候

同人御代官所出申候

大津ヨリ宗門二三人モ出申候

山城國ヨリ宗門出申候

京都ヨリ宗門多出申候内侍一人出申候

此所ニ先年吉利支丹寺御座候

永井信濃守領分

淀ヨリ宗門四五人モ出申候

水野石見守

伏見ヨリ宗門多出申候此所先年キリシタン
寺御座候

永井日向守知行所人出申候

勝竜寺ヨリ宗門七八人出申候

攝津國ヨリ宗門出申候

大坂ヨリ宗門多出申候此所ニ先年吉利支丹

寺御座候

同堺ヨリ宗門多出申候此所ニ先年吉利支丹寺

御座候

永井日向守領分人出申候

高槻ヨリ宗門十人斗モ出申候

青山大膳亮領分

尼崎ヨリ宗門二三人モ出申候

板倉周防守領分一西人出申候

下音羽村ヨリ宗門多出申候

紀伊國

和歌山ヨリ宗門多出申候内侍四五人出申候

此所ニ先年キリシタン寺御座候

大和國

本多内記領分

本郡山ヨリ宗門四五人モ出申候

植村右衛門佐領分

高取ヨリ宗門一二人出申候

和泉國ヨリ宗門一二人出申候

岡部義濃守領分

岬和田ヨリ宗門二三人モ出申候

河内國ヨリ宗門一兩人モ出申候

伊賀國ヨリ宗門一兩人モ出申候

藤堂大學領分

上野ヨリ宗門一兩人モ出申候

丹波國ヨリ宗門五六人モ出申候

松平左殿頭領分

福知山ヨリ宗門七八人モ出申候

松平伊賀守領分

龜山ヨリ宗門二三人モ出申候

小出伊勢守領分

岡部ヨリ宗門二三人モ出申候

越前國

松平越前守領分

福井ヨリ宗門七八人モ出申候

本多飛彈守領分廿八人出申候

越中守領分二三人出申候内侍二人出申

加賀國宗門一二人出申候

小松買宗門二三人出申候

此所先年宗門多出申候内侍七八人出申候

此所先年宗門多出申候寺御座候

越中國宗門七八人出申候

松平淡路守領分

丹屬山宗門五六人出申候

能登國宗門七八人出申候

飛彈國

金森長門守領分宗門五六人出申候

高山宗門一二人出申候

若狹宗門一人出申候内侍二人出申候

但馬國宗門一人出申候

松平伯耆守知行之時

豐國宗門一人出申候

播磨國

松平式部大輔領分

姫路ヨリ宗門中比ニ出申候内侍一人出申候
浅野内匠頭領分

加里屋ヨリ宗門二三人モ出申候

備前國ヨリ宗門二三人モ出申候

松平新太郎領分ヨリ宗門二三人モ出申候

岡山ヨリ宗門中比ニ出申候内侍二人出申候

備中國ヨリ宗門二三人モ出申候

松平新太郎領分ヨリ宗門五三人モ出申候

備後國

水野日向守領分ヨリ宗門二三人モ出申候

福山ヨリ宗門二三人モ出申候

同断ヨリ宗門三四人モ出申候

鞆ヨリ宗門一兩人モ出申候

安藝國ヨリ宗門一人出申候

廣島ヨリ宗門多出申候内侍四五人モ出申候

此所ニ先年吉利支丹寺御座候

長門國ヨリ宗門二三人モ出申候

松平大膳大夫領分

萩ヨリ宗門四五人モ出申候内侍二人出申候

毛利和泉守領分

下関ヨリ宗門四五人モ出申候

周防國ヨリ宗門四五人ヲ出申候内計二人出申候

松平大膳大夫領分

岩國ヨリ宗門二三人モ出申候

石見國ヨリ宗門吉保支母寺職並

亀井能登守領分ヨリ出申候内計四人ヲ出申候

津和野ヨリ侍ニ宗門一人出申候

戸田兵部少輔領分ヨリ出申候

同濱田ヨリ同断

出雲國ヨリ宗門二三人ヲ出申候

松平出羽守領分

松江ヨリ宗門三四人モ出申候

美作國ヨリ宗門二三人出申候

森内記領分ヨリ宗門二三人ヲ出申候

津山ヨリ宗門多出申候内侍二人出申候

因幡國

松平相模守領分

鳥取ヨリ宗門八九人モ出申候内侍二三人モ

出申候

阿波國

松平阿波守領分

德島ヨリ 宗門中比ニ出内侍二三人モ出申候

淡路國

同人 宗門二三人モ出申候

讃岐國

松平右京大夫領分出申内侍二人出申候

高松ヨリ 宗門多出候内侍一二人モ出申候

山崎虎之介領分 九亀ヨリ 宗門二三人出申候

土佐國

松平對馬守領分

高知ヨリ 宗門二三人モ出申候内侍一人出申

本候對馬守領分

伊豫國 吉良氏領分出申候

松平隱岐守領分 二人出申内侍一人出申候

松山ヨリ 宗門二三人モ出申候内侍一人出申

豐後國 浦上氏領分出申候

加藤出羽守領分 支那唐崎或新日本三人以上

大洲ヨリ 宗門一二人モ出申候

伊達大膳大夫領分

宇和嶋ヨリ 宗門一作三人三四人モ出申候

豊前國

小笠原右近將監領分

小倉ヨリ宗門七八人モ出申候

此所ニ先年吉利支丹寺御座候

豊後國

稻葉能登守領分

臼杵ヨリ宗門二人出申候内侍一人出申候近

年ハ吉利支丹澤山出申候

木下伊賀守領分

日出ヨリ宗門侍一人出申候近年ハ澤山出申

高候

中川山城守領分

竹田ヨリ宗門二三人モ出申候

筑前國

松平右衛門佐領分

大嶋浦江寛永二十年以前未年南蠻伴天連四

人日本イルマニ一人唐人二人日本三人以上

十人捕之右ノ外宗門二三人モ出申候

此所ニキリシタニ寺御座候

筑後國

有馬松千代領分

久留米ヨリ宗門七八人モ出申候

立花左近領分

柳川ヨリ宗門二三人モ出申候

此所ニ先年吉利支母寺御座候

肥前國

大村因幡守領分

大村ヨリ宗門多出申候

此所ニ先年吉利シタン寺御座候

高力左近大夫領分

嶋原ヨリ宗門一人出申候

松浦肥前守領分

平戸ヨリ宗門一兩人出申候

同人領分

五嶋ヨリ一二人モ出申候

同人領分

壹岐國ヨリ宗門二三人モ出申候

肥後國

細川越中守領分

熊本ヨリ宗門四五人モ出申候近年ハキリシ

夕ニ澤山出申候

對馬國

宗對馬守領分

府中ヨリ宗門一兩人出申候

薩摩國

十七年以前午年南蠻伴天連四人日本伴天連

同一人同宿四人薩摩浦江着船仕候ヲ捕候テ長

崎江遣候

大隅

日向

志摩之伴東刺連然候

甲斐少次郎新守候

伯耆奉後新守候

丹後附新守候

安房新守候

隱岐新守候

入右八ヶ國ヨリ吉利支丹宗門出不申候

備以上

天明曆四戌年六月十六日

一日本江吉利支丹渡り始テヨリ萬治年中マテ

一南蠻伴天連百五人日本伴天連十九人二口合而百廿四人
平六月十六日

南蠻イルマン六人日本入滿廿二人都合廿八人

一 台徳院様御代ヨリ 大猷院様御代ニ罷成候

而モ始ハ伴天連トテ候而モ大形火アフリ

被仰付候由其後加々瓜民部少輔堀式部少

輔町奉行イタシ候時ヨリキリシタニ宗門之

モハツルシ候ヤウニト被仰付長崎ニテ

モツルシ申候由然共キリシタニ之法之穿鑿

六無之伴天連渡リ候ハ或ハ火アフリ或ハ
ツルシ又ハ斬罪ニ被仰付候故伴天連度々
日本へ渡リ申候由

一 大猷院様御代嶋原一揆落城以後從仙臺伴天

連壽庵ニルチイニ市左衛門キハト口召

捕參候評定場へ四度出申候ハ共御穿鑿キク

マリ不申其後讚岐守下屋敷江被為成三人之

伴天連被召出澤庵柳生但馬守其外寄合宗門

之敷御尋二三日過中根壹岐守為上使筑後守

ニ被仰付右三人之モハ評定所へ出シ不

申筑後守一人ニテ穿サク仕候由
一右三人之伴天連共筑後守所ニテ十日申付シ
夕ニ之法セシテ十日過三人之伴天
連籠屋ニテ筑後守家頼ヲ遣シ噉問申付コト
ハニヤ壽庵マルチイヨ市左衛門コロハセ念
佛ヲ申サセ候ヨシ其後筑後所江召寄一兩年
指ヲキ候所ニ二人共ニ病死仕候由キヘノイ
トコハコロビ不申候ツルシコロサレ候是其
時分マテハ不功者ニテ同宿二人キヘトツ
穴ニツルシ申候故同宿トモ勸キヘトコロシ

申候由キヘ相果候而新由新由兩人之同宿ト
モ口口申候ニ付ツルニ場々アケ籠屋江
遣シ又敷存命ニテ罷在候其後コトニシテ
孫右衛門ニルナアコト市左衛門申南蠻
伴天連二人モ止ヨリ召付ル候此二人
ハコトヲテニテ御座候コトハ度々筑後守前ニ
テ穿サクイタニ候トモ口口モ其砌未仕様
不功者ニテコロバセ不申從ニテ火アコト
被仰付候由モ
一午年筑前ニテベイトロコトヲラシヌコトアロン

ソチヨロイフ何レモ南蠻伴天連入満一人コ
レ長崎迄所茂木ト申所ノモノニテ御座候其
國に渡リ入満ニ罷成候其外同宿五人筑後守
代ニ唐人ヨリ捕指上候ニ付而長崎に被遣籠
舎被仰付翌年未新年十人之者長崎ヨリ被
召寄筑後守ニ御アツケ色々仕候由噉
問之上ニテ西度ニ四人ナカラコト心念佛ヲ
申コト申候儀偽ニテ無之申手形仕候由入
満同宿共ハ伴天連ヨリ前ニ壹人二人宛ヨリ
七日日本ノ宗旨ニ罷成候由筑後守屋敷江籠ヲ

作りバテレン四人入置度々召出日本江伴天
連渡候南蠻並呂宋ニテ手段並吉利支丹
之法之事度々相尋牧野佐渡守久世大和守ナ
ト筑後守所江参色々御尋ニテ致言上候由其
後アロシヅ立アカリ候ニ付而上意ニテ女
藏江御入候へハ廿日程存命ニテ病死イタシ
候セジユシト申自害ニナリ申サシウニ食
ヲ少宛イタシ身ヨハリ相果候按御座候由其
通ニイタシ相果申由アラシスヨ一人女ハ
人籠ニ入ヲキ候へハ是ハ籠屋ニテ女ト心候

而兩人トモニハク状イタシ候ニ付籠中之モ
ノニ見セ候而伴天連之祝言珍敷候間見候ニ
ト申付夫婦盃ヲ取カワサセ筑後守屋舖江召
寄置候處ニ致病死候由「イトロ」チヨセイフ
入満同宿宗門之モイ廿人ハカリ小日向ヤシ
キニ御普請被仰付筑後守ニ御預被成候「
ヨセイフ」ハ三右衛門ト申女房被下テ今存命
ニテ罷在候ヘイトロハ八十餘ニテ明曆三年
五月朔日病死仕候南バン伴天連コロヒ念佛
ヲ申コロヒ候ギ實正也ト判ヲイタシ指上候

「ルセイ」ト申伴天連周防之山口へ船ヲ付
其後豊後江渡海彼地ニテ大友ヲスルヤリ
シタシニイタシ候而ヨリ宗門日本ニヒロマ
ル年數百年程之内伴天連百五人日本江渡申
候由今按此ルニマルセイロ長崎にて誅小幡
ハ寛永西子の輩あり豊後ニあり大友を討
めしとあるハ「ラシ」スクスサベリユス
ガ事ヲ撰リ傳ヘリ然ト
モナンバン伴天連ハ不及申日本伴天連ニテ
モ宗門之善惡ヲタメシ宗論ヲイタシ其嗾問
之上ニ々念佛ヲ申サセ手形ニ判ヲサセコロ
バセ申サルコトハ無御座候由筑後守始而右

之通ニイタシ同宿ニハ七人扶持伴天連ニハ
十人扶持ニ銀一貫目宛被下何モ石垣之内ニ
サシヲキ切々御尋ニテキリシタニ法之様子
ナシバンヨリ日本ヲ望候ギナト申候不申候
ヘハ噉問可被 仰付由申渡候由
一子年榊原飛彈守馬場三郎左衛門長崎奉行之
時分兩人共ニ長崎ニ被遣ナシバン人長崎ニ
テ持候女房子男女三百人長崎之湊ニテ船ニ
乗セ天川ニ被遣候キリシタニ御政道被成始
ニテ候三百人之モソヲ流罪不被 仰付候者

有馬一揆之時分長崎モ一所ニ一揆ヲ起可申
ヲ加様之御支置御名譽成御事卜下中迄取沙
汰不クシ候ヨシ
一寅年天川船日本渡海停止之旨被 仰付為
上使太田備中守被遣候卯年又天川船一艘參
ニ付加々爪民部野々山新兵衛為 上使於長
崎天川人七十人御成敗被成候事
一其前ハ長崎奉行一人宛被 仰付候所兩人
被成高力攝津守ヲモ嶋原ニ被遣大形毎日長
崎見廻被申候由天川人斬罪被 仰付候而曰

一 松平筑前守鍋島信濃守長崎湊之御番所一
 年替ニ被仰付九月廿日船拂迄家中之者共
 一 御番所ニ相詰當番ノ時分自身ニ切々見廻被
 申候由入當御代ニ石火矢臺湊之外七所ニ被
 仰付石火矢臺一ツニ石火矢并大筒合五挺三
 挺宛被指置候由
 一 大久保加賀守唐津江被遣候是ニ御用之時分
 一 長崎江可參由被仰付候松平隱岐守日根
 野織部ニ御用之時分長崎江參可申由被
 仰付日根野織部一一年之内一度宛見廻廿日

一 三十日ニ長崎ニ致逗留候由長崎奉行二人
 井上筑後守高力攝津守日根野織部松平隱岐
 守大久保加賀守大村丹後守湊御番松平筑前
 守鍋島信濃守御役人合十人ニ候由
 一 夾年ホ口トカレ申候使者船二艘越申候湊
 内ニナケセト由所ニ馬場三郎左衛門日根野
 織部參會相談ニテツナカセ九州中之船并人
 數ニテ西治ト申所之近所ヲシキリ
 大筒石火矢ヲカケ一艘之船歸帆無之様ニ
 夕シ候由人數ニ大形九州中ハ家老召連參長

西治近所三十七ヶ所
 之内ニテ候所ナリ

崎湊ニ相詰候由其後筑後守御使ニ被遣夾七
月朔日八ツ時分長崎江參着申候由其年當番
ハ松平筑前守長崎江參候衆ハ鍋島信濃守高
力攝津守大村丹後守松平隱岐守日根野織部
各人數ヲ率シ參候由筑後守馬場三郎左衛門
於宅上意之通申渡七月晦日申判筑後守家
來并上玄蕃ヲ船中江遣候八月朔日水口卜カ
ル使者之御諾ヲ江戸江遣候由同六月三日帰帆
申付候由

